

Law Commission Report

SP-028

民事訴訟費用等に関する法律

(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同条の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟法第三百二十六条第三項又は第四百四十二条第一項の規定により和解又は支払命令の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

別表第一 (第三条、第四条関係)

取	上 額	下 額
一	訴え(反訴を除く)の提起	<p>訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるとおりにより算出して得た額</p> <p>イ 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までにつき 五千円</p> <p>ロ 訴訟の目的の価額が三十万円を越え五十万円までの部分 その価額五万円までにつき 四千円</p> <p>ハ 訴訟の目的の価額が五十万円を越え一百万円までの部分 その価額十万円までにつき 七千円</p> <p>ニ 訴訟の目的の価額が一百万円を越え二百万円までの部分 その価額二十万円までにつき 一万円</p> <p>ホ 訴訟の目的の価額が二百万円を越え一千万円までの部分 その価額二十五万円までにつき 一万円</p> <p>ヘ 訴訟の目的の価額が一千万円を越え十億円までの部分 その価額百万円までにつき 三万円</p> <p>ヘ 訴訟の目的の価額が十億円を越える部分 その価額五百万円までにつき 一万円</p>
一 の 二	<p>イ 民事執行法第七十一条第一項又は第七十二条第一項の強制執行の申立て</p> <p>ロ 民事保全法の規定による保全命令の申立て</p> <p>ハ 行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三十九号)の規定による執行停止の申立て</p> <p>ニ 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十三条第一項の規定による仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請</p>	<p>十五万円</p>

29 MAR 1996

TRIPS

RECEIVED